

令和5年10月5日  
開会 10時00分

## ○神谷議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

よって、令和5年第2回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布をしているとおりであります。

なお、本定例会におきましても、感染予防対策としてマスクの着用、換気や手洗いなどの感染予防にご協力いただきますよう、お願ひいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、13番 吉田剛議員、14番 中村清隆議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。

原崎組合長から、令和5年第2回定例会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。原崎組合長。

## ○原崎組合長

おはようございます。本日、令和5年第2回議会定例会の開催にあたりまして、ご挨拶並びに提案説明を申し上げさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本定例会にご出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて本日の定例会では、2件の報告と11件の議案についてのご審議をお願いするものでございます。

報告第3号及び報告第4号は、急患センター事業特別会計及び水道事業会計の債権放棄について、報告をさせていただくものであります。

続きまして第23号議案は、公平委員会委員の選任についてでございます。

第24号議案は、火災予防条例の一部を改正するものであります。

第25号議案は、宗像浄化センターの解体に関する工事請負契約の締結に関するものでございます。

第26号議案から第29号議案までにつきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、水道事業会計、本木簡易水道事業会計、合わせて4会計の令和4年度決算につきまして、監査委員の意見も付しまして議会の認定に付するものでございます。

第30号議案から第33号議案までは、同じく先ほど述べました4会計の令和5年度補正予算を提出させていただいております。

以上、いずれも重要な案件でございまして、よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますよ

うお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

## ○神谷議長

以上で、原崎組合長の挨拶並びに報告を終わります。

日程第4 報告第3号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第3号を説明いたします。議案書の右下に報告番号、議案番号を付しておりますので、以下の説明の際も、そちらをご確認ください。

議案書の3ページをお開きください。

報告第3号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について

宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和5年10月5日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 放棄した債権の種類 宗像地区急患センター診療収入

件数 6件

金額 4万3,160円

2 放棄した時期 令和5年3月31日

3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

診療収入の滞納については、電話連絡、催告書、督促状の発送などを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむをえず時効期間の3年が経過したことから、債権を放棄したため、ご報告させていただくものでございます。

以上で、報告第3号宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄についての説明を終わります。

## ○神谷議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

報告第4号を説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

報告第4号 宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について

宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和5年10月5日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 水道事業会計 水道使用料

件数 138件

金額 139万1,809円

2 放棄した時期 令和5年3月31日

3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、やむをえず時効期間の2年が経過したことから、債権放棄したため、ご報告させていただくものでございます。

内訳としましては、市外転出などにより消息不明となったものが107件、金額107万3,390円、倒産・破産によるものが11件、金額23万1,322円、死亡などによるものが20件、金額8万7,097円となってます。

以上で、宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄についての説明を終わらせていただきます。

### ○神谷議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第4号を終わります。

日程第6 第23号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

### ○高山事務局長

議案書の23ページ、第23号議案について説明をいたします。

第23号議案 宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和5年10月5日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

住所 宗像市野坂

氏名 釜瀬計

提案理由 宗像地区事務組合公平委員として選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

なお、釜瀬計氏の略歴は記載のとおりですご確認ください。

以上で、第23号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これより、第23号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 23 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 7 第 24 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第 24 号議案をご説明いたします。議案書の 24-1 ページをお開きください。

第 24 号議案 宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 5 年 10 月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由 令和 5 年 5 月 31 日付け、消防予第 306 号により、蓄電池設備について規制対象単位及び規制の対象から除かれる基準の見直しが行われ、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するもの。

それでは、主な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。24-5 ページをお開きください。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 について、キュービクル式以外の変電設備等についても、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことになります。

次に、第 11 条の 2 第 1 項第 4 号についてでございます。24-6 ページをお開きください。

本規定は漏電防止対策を目的とした規定であり、外部からの雨水等の侵入を防ぐことができる筐体等に格納されたものであれば、キュービクル式に限定する必要がないことから、屋外に急速充電設備を設ける場合、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくとも、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいことになります。これは、筐体の枠の素材が金属だけでなく、セラミック製やガラス製のものが開発され、その安全性が確認されることによるものでございます。

次に、第 13 条第 1 項について、現行では 4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いておりますが、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは電気量（キロワット時）の大きさに依存することから、今回規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に、一般的に用いている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもので、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くことになります。また、開放型の鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床上等に設けなくともよいことになります。

次に、第 13 条第 3 項について、建築物からの離隔距離の見直しが行われ、屋外にも設ける蓄電池設備については、原則として建築物から 3 メートル以上の離隔距離を設けることになりますが、ただし書きの要件を満たせば離隔距離は不要となります。

次に、第 13 条第 4 項についてでございます。屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準について、準用する規定のうち、先に説明しました第 11 条の 2 第 1 項第 4 号の規定の改正に伴うものでございます。

次に、24-7 ページをお開きください。第 44 条第 1 項第 13 号についてでございます。火を使用する設備等の届出対象から蓄電池容量が 20 キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととなります。

次に、24-9 ページをお開きください。厨房設備の離隔距離についてでございます。離隔距離を定めている別表第 3 の固体燃料を用いた厨房設備の欄に新たに炭火焼き器の離隔距離を定めるものでございます。

今回の改正内容でございますが、既存設備について、規制強化など新たな付加規定を設けるものではございません。

この条例の施行日は、令和 6 年 1 月 1 日とし、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の

工事がされているもの及びこの条例施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、今回の改正規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないものとなります。

以上で説明を終了させていただきます。

### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第24号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

### ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第25号議案「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

### ○高山事務局長

第25号議案をご説明いたします。議案書の25ページをお開きください。

第25号議案 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。令和5年10月5日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 工事名 宗像地区事務組合し尿処理場解体工事

2 請負契約額 10億9,164万円

3 工事請負人 福岡市博多区中洲中島町2番3号 村本建設株式会社九州支店 執行役員支店長  
松井淳

提案理由 宗像地区事務組合し尿処理場解体工事を施工するため、令和5年9月7日に執行した制限付一般競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成19年宗像地区事務組合条例第29号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、工事の概要を説明させていただきます。工事内容といたしましては、宗像市曲の宗像浄化センターの解体工事でございます。当該施設は、宗像市曲区及び后曲区との「協定書」により、今年度末をもって使用を停止し、令和7年9月末までに施設を撤去することになっており、操業停止後速やかに撤去工事に取りかかる予定でございます。

なお、工期は令和7年6月30日までとしております。

また、本日入札結果を机の上に配布させていただいておりますので、ご参考にしてください。  
工事の具体的な内容につきましては、豊福経営施設課長が説明いたします。

### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

### ○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

それでは、宗像浄化センターの解体について、お配りしております A4 の資料に沿ってご説明いたします。

本工事は、令和 6 年 3 月末をもって操業停止予定であります宗像浄化センター及び附帯施設を解体するものです。地元区との協定により、令和 6 年度末での操業停止、令和 7 年 9 月末までの施設の解体が既に決まっておりますので、そのスケジュールに合わせて、今後事業を進めていく予定でございます。

今回の工事につきましては、解体工事という性質上、明確な発注数量を提示することが困難であるため、設計から施工までを一括発注する性能発注方式により工事を行う予定としています。

それでは、解体工事範囲と工事内容について説明申し上げます。資料の中央の図とその下の表をご覧ください。浄化センターにつきましては、基礎杭を含む構造物、植栽は全て撤去し、改良土で埋め戻して更地にいたします。グラウンドにつきましては、解体工事後も、跡地活用の方法が決定するまでは、グラウンドとしての機能を継続させますので、グラウンド内の既設トイレ、水栓は残す予定でございます。ただし、グラウンド内に設置してある照明設備につきましては、老朽化により倒壊の恐れがあるため撤去いたします。池については、堤体などの構造物も全て撤去し、浄化センターの敷地高まで埋め戻します。浄化センターの向かいにある桜公園につきましては、トイレ、パーゴラ（東屋）のみを撤去し、立ち入り禁止措置を行います。その他施設整備工事としましては、場外ポンプ施設から浄化センターの間の、公道及び水路の下に埋設されている管の撤去及び陥没防止のための充填処理、池の埋め戻しに伴う道路側溝の改修工事を行います。場内整備工事としましては、浄化センター及び池の外周に管理用のために立ち入り禁止フェンスを設置し、解体後の維持管理費を軽減するため、浄化センター、グラウンド及び池の外周の法面に草が生えないように、張コンクリートを施工することとしております。

以上で、第 25 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石松議員。

### ○石松議員

詳細な説明ありがとうございました。何点かお伺いしたいと思いますけれども、一応 3 回ルールということになっていますので、何点か先に質問をさせていただいて、2 回目 3 回目という形でさせていただきたいと思います。まず 1 点目は、この入札公告が 8 月 1 日で出されてまして、これに基づいて応札をしようという業者さんが、今回入札をしたというふうには理解しております。そしてその中には、この入札公告の 2 番目に入札に参加する者に必要な資格というのがありまして、どういった資格があるかというと、一つは入札に参加する者に必要な資格の (8) 番、国または地方公共団体が発注した廃棄物処理施設内の作業におけるダイオキシン類暴露対策要綱に基づいた一般廃棄物処理施設の解体工事を、単独または共同企業体の代表構成員として施工した実績があること、というくだりがございます。つまり、同じような実績があるかどうかという証明を出しなさいよということなんですが、私も今回、村本建設なんて初めて聞く名前でしたので、少しホームページ等で調べさ

せていただきました。大阪に本社がある立派な会社です。資本金も 4.5 億円でしたか、従業員も約 800 人で全国にも支店がありまして、実績の写真等も一緒に見たんですけども、建築とか土木とか写真等々いろいろあるんですけども。ここでいう一般廃棄物処理施設の解体工事の写真というか実績が見当たらなかったものですから、これはどういった内容の実績があったのかということをひとつお伺いしたいと思います。それから 2 点目はですね、今度は (9) 番の入札公告にあるんですが、前段と後段がありまして、後段のほうの、なお書きのところですが、なお、当組合と契約締結後、下請額の合計が 4,500 万円以上となる場合は、特定建設業の許可及び選任の監理技術者の配置が必要となるため注意すること、という注意書き要綱で書いてあるわけですけども、これはどういった理由なのかをお伺いしたいと思います。それから 3 点目は、これは 7 月 15 日に臨時会がありまして、この補正予算が可決したわけでございますけども、質疑の中でも私も再三確認させていただいたことは、宗像市福津市のこの地場の土木事業者さんが相当数あると思いますが、こういった地場業者を下請として活用することについてお願いをしたところです。それに答えて経営施設課長さんは次のように答弁をされております。私どもでは可能な限り、組合圏内の業者、これは宗像市福津市内ということだと思いますけども、業者を下請に最優先に選択すること、今回の工事に必要となる資機材等についても、組合圏内の業者に発注するように努めるよう記載しております。これは今年のうちに、施工管理計画等が出てきますので、その中でもきっちりと管理をして、地元業者にお願いしたいと思っております、という答弁がされておりました。これは議事録から私は引っ張ってきました。このことについて確認なんですが、いわゆる組合のほうから入札を希望されている業者さんに対しての発注要件ですね、その要件の一つとしてこの発注仕様書等に、このことは明記されたと考えてよろしいのかどうかお伺いしたいと思い、以上 3 点お伺いいたします。

#### ○神谷議長

高山事務局長。

#### ○高山事務局長

まず 1 点目の実績でございます。島根県出雲市の旧神西清掃工場解体工事という実績がございます。契約金額は 4 億 2,831 万 5,300 円です。受注形態としましては、共同事業体でされております。工期ですが、2018 年 12 月から 2020 年の 10 月ということでございます。工事概要については、焼却施設と焼却工場と灰バンカー汚水処理槽ほかの解体工事の実績がございます。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

2 番目の特定建設業の話でございますけども、こういった大きな事業は、下請というか、専門業者が工事をすることが多ございます。そのため、特定建設業を持たないと 4,500 万円以上の下請契約ができませんので、そこが条件になります。自社で全部されるところは、特定建設業を持たなくとも施工できるんですけども、大体こういう大きな工事については、特定建設業を持った業者が応札されると考えております。続きまして、3 点目の地場業者の下請なんですが、発注する際の仕様書につきまして、可能な限り組合圏内の業者を下請に優先選択するよう条件をつけております。今後、施工計画書が出てきた時点で、そこら辺はチェックいたしまして、できるだけ地場業者を使うようお願いしたいと考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

ありがとうございます。2回目の質問になりますけれども、1点目と2点目は了解しました。3点目のところですけれども、やっぱり約11億円の案件というのはあまりこの組合もないかと思います。そこで、今回大型というよりも、中規模程度のゼネコンさんが応札をされて、ここの会社が落札をされているわけですけれども、7月15日の補正予算のときにも、私以外の議員からも何人かから質問が出たのは、例えばジョイントベンチャー式で、やっぱり地場業者さんを活用していただくということはできんかという話もあったと思うんです。しかし、それについては、もし赤字が発生したときにはジョイントベンチャーであれば、資本の割合に応じて赤字を補填しないといけませんので地場業者さんには大変つらいと、厳しいだろうということで今回はそれをしなくて、いわゆる下請方式で、発注仕様の中には、いわゆる下請として地場企業を使ってくれということでした。本当に発注が地場業者にしてもらえるかどうかというのは、これは私はある意味では、この宗像地区事務組合の姿勢が問われるかと思っております。やっぱりそここのところは、受注者側という立場もありますし、発注者側の立場を少し強くお願ひをしていただいてですね、必ず地場の業者さんを入れていただくと、もちろんそれはどのぐらいの割合とかもう分かりません。それは当然受注者側の立場もあるでしょうから、しかしながら、おめおめとこういう約11億円の案件を、地場の業者さんの左から右に通り越してですね、どこか福岡市の業者さんとかそういった下請さんを持ってこられてされたんでは、宗像地区事務組合何やってんだというご指摘が地場の業者さんからも出てくるというのが想像できますので、ここについては組合長さんの指導のもと、執行部の背中を叩いていただいて、きっとそこんとこは受注者側によく指導するようにということを言っていただければ、随分と違うと思うんですがいかがでしょうか。

## ○神谷議長

高山事務局長。

## ○高山事務局長

議員の言われるよう、今受注予定者と協議をしているところでございます。センター敷地内の解体作業につきましては、ダイオキシン処理等の専門技術を要するため、その部分については自前で実施されるようですが、センターの敷地外の土木工事ですね、埋設管等の撤去等については、地場企業にお願いする予定であるということをお聞きしております。事務局もその受注予定者との交渉の中で、なるべく地場を使っていただくよう協議を進めてまいります。

## ○神谷議長

石松議員。

## ○石松議員

3回目です。これでやめますけれども、今、具体的な話が事務局長さんから出たわけですから、本体のほうは、やはり専門的な知見とか、また実績ノウハウ等がないといろいろと差し障りがある案件のようですから仕方ないとしても、埋設管等の部分を地場業者さんにお願いをしているということですけど、約11億円の中から今のお話の部分がどのぐらいの程度あると見込まれてるとかですね、もしその辺が分かっていれば教えていただきたいということと、この池を埋める事なんかは、当然地場業者さんどこでもと言ったら語弊があるかもしれませんけど、できるので、その辺りなんかも、お願いができないのかということを思うんですが、いかがかということが一つです。二つ目はですね、ちょっと角度が違うんですけど、今までこの周辺で農業を営んできた方々からの声を聞きますと、この処理場のこの放流水のおかげで、今まで1回も水で困ったことはありませんと、宗像市に雨が降らなかったとしても。そういう感謝の声は以前から聞いておったんですけども、今回

こういうふうに解体がされますと、そのあとの水の対策はどのように考えてらっしゃるのか、多分それは、曲地区後曲地区と協議する中で、当然上がってきたと思うんですけども、その辺を教えていただければと思います。以上 1 点です。

○神谷議長

大峰施設係長。

○大峰施設係長

経営施設課施設係長の大峰と申します。よろしくお願ひいたします。

まず 1 点目の地場産業の下請けの金額といいますか、全体事業費に対する割合がどのくらいかというふうなご質問だったと思います。まだ本契約前でして、正式なお話がまだできていない状況ではございますけれども、あくまで参考値ということで申し上げますと、センター外の敷地外の土木工事等の割合につきましては、正確には把握はできませんけれども、おおむね 7%、8% ぐらいかというふうに今のところは見込んでおるところでございます。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

放流水の関係ですけども、今、地元からお願いされているのが、田んぼの真ん中に 2 号井戸があるんですが、それを活用できないかというご相談はあっております。当組合としましても、もう廃止しますので、そこは地元と協議して、そこは水源として残したいなと考えております。

○神谷議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 25 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、各会計の決算の認定の進め方についてお諮りいたします。はじめに 4 議案を一括議題として、提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。そ

のあとに、議案ごとの説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

異議なしと認めます。

それでは、日程第9 第26号議案から日程第12 第29号議案までの4議案を一括議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

### ○高山事務局長

それでは、第26号議案から第29号議案までの4議案につきまして、一括して提案をさせていただきます。

第26号議案 令和4年度宗像地区事務組合一般会計

第27号議案 令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計

第28号議案 令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計

第29号議案 令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計

以上、4会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和5年10月5日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

以上、4議案を一括提案いたします。

### ○神谷議長

ここで、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。井上監査委員。

### ○井上監査委員

監査委員の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算報告に入らせていただきます。お手元の「令和4年度宗像地区事務組合 決算審査意見書」をご覧いただきたいと思います。

まず第1ページに、米山監査委員と私の2名で監査いたしました結果を、組合長宛てに報告しておりますので、それを読み上げさせていただきます。

宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁様

宗像宗像地区事務組合 監査委員 井上和宏、宗像地区事務組合 監査委員 米山信

令和4年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計の歳入歳出決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1枚めくっていただきまして、2ページを読み上げます。

令和4年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

(1) 令和4年度一般会計歳入歳出決算

(2) 令和4年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算

(3) 令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別説明書

(4) 令和4年度一般会計・特別会計実質収支に関する調書

## (5)令和4年度財産に関する調書

### 第2 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員からの事情聴取等を行い、実施いたしました。

### 第3 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月30日まで

### 第4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められた。審査の結果の詳細は、以下のとおりである。

以下のところにつきましては、決算書からの抜粋でございますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、最後の7ページをお願いいたします。金額につきましては、1,000円単位で読み上げます。

#### 5 むすびでございます。

以上が、令和4年度宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、これらは適正に執行され、財産運営されていると認められる。

一般会計の歳入については、前年度から1億8,269万2,000円増加し、8.8%増の22億5075万1,000円となっている。増加の主な要因としては、消防債が1億510万円増加したことが挙げられる。これは、消防本部庁舎等更新事業費における福津消防署の移転に向けた用地購入や、消防車両維持管理事業費における消防ポンプ自動車購入等のため、消防債が1億510万円増加したことが挙げられる。また、繰越金が3,786万1,000円増加しているが、これは令和3年度から4年度へ救急車更新事業費及び消防本部庁舎等更新事業費を繰り越したことによる。

歳出については、前年度から1億8,228万8,000円増加し、9.3%増の21億5,002万4,000円となっている。増加の主な要因としては、消防費が1億6,999万3,000円増加したことが挙げられる。消防費増加の主な内訳は、消防車両維持管理事業費が4,809万5,000円増加したこと、消防本部庁舎等更新事業費が1億73万5,000円増加したことである。また、総務費についても、個人情報保護制度改正や地方公務員の定年延長への対応業務等のため、1,492万5,000円の増加となっている。衛生費においては、令和5年度末で操業停止する宗像浄化センターの解体に向けた土地測量業務を行い、612万1,000円の増加となっている。

急患センター事業特別会計の歳入については、前年度から1,049万5,000円増加し、3.8%増の2億8,821万1,000円となっている。増加の主な要因としては、診療収入が2,462万円増加したことが挙げられる。診療収入は前年度より増加したものの、コロナ禍以前と比較すると、依然として受診者数は少ない状況であり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響が継続していたものと思われる。

歳出については、前年度から718万円増加し、2.8%増の2億6,334万5,000円となっている。増加の主な要因としては、同センターの管理委託料が217万2,000円。医療器具等の備品購入費が294万3,000円、照明のLED化に伴う工事負担金が251万4,000円それぞれ増加したことが挙げられる。

#### 総評でございます。

各会計における財務会計は、適正かつ公正に処理されている。一般会計及び各特別会計は、構成市から負担金によって財源の大部分を確保している状況であり、消防署所をはじめとした各施設の維持管理や建て替え、解体等については、構成市の財政負担を軽減・平準化することを考慮しつつ、計画的な管理を行っていく必要があると考えられる。

急患センターについては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことから、今後の受

診傾向に変更が生じることが予想される。地域住民に、年中切れ目なく初期救急医療を提供する急患センターの重要性に鑑み、構成市と緊密な連携をとりながら対応していただきたい。

宗像地区の住民が安全かつ安心に生活できる環境を維持・向上しつつ、限られた財源を有効に活用し、地方自治経営の基本理念である「最小の経費で最大の効果をあげる」よう引き続き効率的かつ効果的な運営を目指し、より一層努力されたい。

以上が一般会計、特別会計の分でございます。

続きまして、宗像地区事務組合水道事業決算審査意見書について、ご報告申し上げます。資料は、別途決算審査意見書でございます。

まず、表紙を 1 枚めくっていただきまして、組合長宛ての審査意見でございます。一般会計同様に、組合長へ、監査委員 2 名の連名により提出いたしました。読み上げは割愛させていただきます。

1 枚めくっていただき、1 ページ目を読み上げます。

#### 令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業決算審査意見

##### 第 1 審査の対象

- 1、令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算
- 2、令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算

##### 第 2 審査の方法

審査にあたっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び証拠書類により審査を実施した。また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査した。

##### 第 3 審査の期間

令和 5 年 7 月 26 日から令和 5 年 8 月 30 日までございます。

##### 第 4 審査の結果

審査に付された各決算書類の計数は、いずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示されていると認められた。なお、審査結果の概要及び意見は、以下のとおりである。

以下の内容につきましては、決算書からの抜粋でございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それでは、20 ページをお開きいただきたいと思います。

##### 3 むすびでございます。

令和 4 年度の経営状況を見ると、収益においては事業収益全体で 34 億 80 万円、対前年度比 0.8% 増、費用においては、事業費全体で 29 億 6,348 万 6,000 円、対前年度比 1.8% 増となっている。この收支の結果、4 億 3,731 万 4,000 円の純利益となっている。

事業収益の増減としては、営業収益が 884 万 9,000 円、対前年度比 0.3% の増加となり、営業外収益が 1,398 万 8,000 円、対前年度比 2.3% の増加となった。

給水収益は、694 万 1,000 円、対前年度比 0.3% 増加し、水道利用加入金収入は 1,431 万円、対前年度比 11% 増加しており、開発等による住宅の増加があった影響と考えられます。

事業費用の増減としては、営業費用が 5,575 万 9,000 円、対前年度比 2.0% 増加し、営業外費用は 471 万円、対前年度比で 7.5% 減少した。また、特別損失は 4 万 3,000 円、対前年度比 38.6% 減少した。

事業の収益性に関する経営指標をみると、営業収支比率は 95.8% と注意が必要な数値となっているものの、経常収支比率 114.6%、総収支比率は 114.8% と良好な数値を維持している。

また、水道使用料の収納率を見ると、現年度分 96.6%、対前年度比 0.2 ポイント減、過年度分は 92.2%、対前年度比 0.1 ポイント増で、年度全体としての収納率は 96.5%、対前年度比 0.1 ポイント減となった。今後とも、収納率向上に向け、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等

をしていくことが望ましい。

業務実績を見ると、給水人口は14万4,161人、対前年度比0.3%増、給水戸数は、6万5,666戸、対前年度比1.5%増となっている。年間総配水量は、1,407万5,494m<sup>3</sup>、対前年度比0.1%増、年間総有収水量は、1,276万7,118m<sup>3</sup>、対前年度比0.1%増であり、有収率は90.7%、対前年比と同率となっております。

北九州市と水道事業包括委託費用額については、9億5,324万円、対前年度比2.4%増加している。これは、原水及び浄水費の委託料のうち、修繕費が2,406万2,000円の増額、動力費が2,726万9,000円の増額となったことが主な要因である。

包括的業務委託が適切かつ効率的に行われるよう、委託内容の精査を欠かさず、今後も収益力のさらなる向上に努められたい。

本木簡易水道事業会計においては、令和4年4月から地方公営企業法の全部を適用し、本年度が初決算である。経営状況をみると、収益においては、事業収益全体で1,485万8,000円、費用においては、事業費全体で1,367万2,000円となっている。この收支の結果、118万6,000円の純利益となっている。

事業の収益性に関する経営指標をみると、総収支比率は108.7%と良好な数値であるものの、経常収支比率は66.4%、営業収支比率は10.4%と、100%未満となっており、経常損失が生じている。また、簡易水道使用料の収納率をみると、現年度分98.3%、対前年度比0.5ポイント減、過年度分は21.8%、対前年度比20.7ポイント増で、年度全体としての収納率は94.1%、対前年度比0.6ポイント減となった。今後とも、収納率向上に向け、未納者との接触を継続し、生活や経済状況の把握等をしていくことが望ましい。

業務実績をみると、給水人口は345人、対前年度比1.1%減、給水戸数は147戸、対前年度比と同率となっている。年間総配水量は、5万9,477m<sup>3</sup>、対前年度比4.8%減、年間総有収水量は3万6,707m<sup>3</sup>、対前年度比5.9%減であり、有収率は61.7%、対前年度比0.7ポイント減となった。

総評でございます。

各会計における財務会計は、適正かつ公正に処理されている。

水道事業では、水道ビジョン2027及び水道事業経営戦略に基づき、安全な水を供給するとともに、災害に強い水道事業の構築に取り組んでいるところである。

水道事業会計においては、配水管布設外工事等の一般改良費に、11億6,744万1,000円を執行し、管路の更新や耐震化を進め、有収率は90.7%、対前年度同率と、昨年度からの改善傾向を維持している。

本木簡易水道事業会計においては、福津市の事業である下水道布設工事との共設による配水管布設替工事委託に6,445万7,000円を執行し、管路の更新や耐震化を進めているが、有収率は61.7%、対前年度比0.7ポイント減と低下しており、今後も注意が必要な状況と言える。

老朽化した浄水施設や配水管等の更新には、今後も多大な費用が見込まれることから、より一層経営の効率化を図るとともに、経営基盤の協力を尽力されたい。

最後に、経営健全化に係る審査意見についての報告をいたします。「令和4年度宗像地区事務組合水道事業決算における経営健全化に係る審査意見について」のタイトルとなっているものをご覧頂きたいと思います。

経営健全化基準20%というところでございます。これは、事業規模に対する資金不足額の割合が20%を超えると、健全経営と言えなくなるという法に定められた基準でございます。

結論を申し上げますと、水道事業会計におきましては、資金不足はなしということでございますので、健全経営ということでございます。

以上で、監査委員の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○神谷議長

ただいまの決算審査報告に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。安部議員。

○安部議員

まず宗像地区事務組合一般会計と急患センターの事業特別会計の総評のほうで、監査委員から指摘というか、消防署をはじめとした各施設の維持管理や建替え解体等については、構成市の財政負担を軽減平準化することを考慮しつつ計画的な管理を行っていく必要があると考えるという、ご意見があつたと思うんですが、これについて組合長はどのように受け止められて、今後どのような対策を講じられる予定なのかあれば伺いたい。

○神谷議長

原崎組合長。

○原崎組合長

一般会計だけでなく水道のほうも監査委員さんから今年頂いたこのむすび並びに総評は、かなり数値も出されておりまして、詳しくかつ具体的なご提言も想起されるような、結びや総評があると認識しております。ここに書かれたもの、一般会計など様々ありますけども、コロナ禍もありまして、急患センター等についてはこういうことだということで総評もありました。本当にここにありますように、構成市からの負担金によって、財源の大部分を確保するのがこの一般会計及び急患センター事業特別会計でありますので、より効率的、しかし本当に両構成市の市民の皆様の生活や命を守る大変重要な事業をこの事務組合でやっておるわけでありますので、効率性も追求しながら、しっかり行政サービスの質を低下させない、そういう経営により励んでいかなければならないという思いでございます。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。再開を 11 時 20 分とします。

(休 憩)

○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 9 第 26 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。楠次長兼総務課長。

○楠次長兼総務課長

次長兼総務課長の楠でございます。よろしくお願いします。

第 26 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の説明をいたします。ご手元の決算書に基づきまして説明させていただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

令和4年度の決算について、歳入合計は、予算現額24億1,608万2,000円に対し、調定額及び収入済額は22億5,075万1,342円となっております。予算現額と収入済額との比較では、1億6,533万658円の減額となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額24億1,608万2,000円に対しまして、支出済額は21億5,002万3,781円となりまして、翌年度繰越額が2,391万1,000円。不用額は、2億4,214万7,219円生じております。

ページが飛びますが、36ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。3歳入歳出差引額は1億72万7,561円で、4翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)繰越明許費繰越額は2,391万1,000円で、その内訳は公共施設等総合管理計画策定費391万1,000円と、消防本部庁舎等更新事業費2,000万円でございます。実質収支額は、7,681万6,561円となっております。

続きまして、歳入歳出事項で事項別明細書により、主な決算内容について説明いたします。ページを戻しまして、8ページ9ページをお願いいたします。

歳入のうち、1款 分担金及び負担金は、収入済額19億5,655万1,000円で、前年度と比較しまして6,234万9,000円の増となりました。構成市の負担金額は、右端の備考欄をご覧ください。宗像市の負担金額の合計は10億7,031万100円で、前年度と比較して2,882万5,700円の増、福津市の負担金額の合計は8億8,624万9,000円で、前年度と比較して3,352万3,300円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

4款 財産収入、2項 財産売払収入206万5,800円は、高規格救急自動車及び消防タンク車の売却によるものでございます。5款 繰入金、1項 基金繰入金2,247万9,600円は、し尿処理場撤去事業に充当するために、清掃基金を処分したことによるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

7款 諸収入は、補正後予算額2,173万1,000円に対しまして、収入済額は2,147万1,391円と、なっており、内訳はページ右側の備考欄に記載のとおりでございます。次に、8款 組合債は、契約額の確定などにより、最終的に1億4,580万円を借り入れしております。これは、消防ポンプ自動車購入や、福津消防署更新事業に係る用地購入などの消防債でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。

支出の内容は備考欄に記載しておりますが、主な項目について説明をいたします。1款 議会費は、予算現額187万2,000円に対しまして、支出済額は155万9,205円となっております。2款 総務費は予算現額5,985万8,000円に対して、支出済額は5,260万3,223円でございます。

続きまして、17ページの備考欄をお願いいたします。

12節 委託料におきまして、令和5年4月から適用となった個人情報保護法への円滑かつ適正な対応や、地方公務員の定年延長に関して、条例改正等に関する支援業務、また、人事給与システムの改修のために支出を行っております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3目 財産管理費の備考欄、細目2 総合管理計画策定業務費において、12節 委託料で消防署所適正配置調査業務委託料として、451万円を支出しております。

次に20ページ、21ページをお願いいたします。

3款 衛生費は、補正後予算額1億7,092万4,000円に対しまして、支出済額は1億6,212万1,884円となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

2項 清掃費、1目 し尿処理場費について、23ページの備考欄をお願いいたします。細目4 し尿処理場撤去事業は、2,247万9,600円を支出し、その財源として清掃基金を取り崩し、充当しております。

25 ページの備考欄をお願いします。

12 節 委託料におきまして、令和 5 年度をもって操業を停止する宗像浄化センター用地に係る土地測量業務に 2,247 万 6,300 円を、支出しております。続きまして、4 款 消防費は、予算現額 19 億 1,485 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 16 億 6,969 万 5,358 円となっております。不用額は 2 億 2,516 万 1,642 円生じておりますが、このうち 1 億 6,888 万 9,000 円につきましては、令和 3 年度から 4 年度に繰り越した「消防本部庁舎等更新事業費」の全額を、福津消防署の建設計画の変更により執行しなかつたことによるものでございます。

主な支出につきましては、25 ページの備考欄をお願いいたします。

細目 1 職員人件費は、12 億 4,059 万 405 円を支出しております。内訳は、新規採用職員 6 人を含む常勤職員 147 人、短期間再任用職員 6 人、短時間任期付職員 1 名でございます。

人件費以外の主な内容につきまして、説明をさせていただきます。

細目 3 職員人事管理費の決算額は、1,690 万 9,285 円でございます。ページをめくっていただきまして 27 ページをお願いします。右側備考欄の上段、12 節 委託料におきまして、新規採用職員の初任教育に係る入校委託料など 494 万 4,410 円を支出しております。

次に 29 ページをお願いいたします。

備考欄の下段、細目 10 消防資機材維持管理事業費でございます。17 節 備品購入費で火災調査用のカメラや墜落制止用器具、防火衣などの警防資機材や、潜水用のウエットスーツやドライスーツなどの購入に 617 万 3,634 円を支出しております。備考欄最下段になります。細目 11 消防車両維持管理費事業費でございます。10 節 需用費の車両燃料費は、853 万 5,500 円となり、前年度と比較しまして 151 万 2,855 円の増となっております。これは燃料費の高騰によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、31 ページをお願いします。

右側備考欄の上段、14 節 工事請負費において、人員輸送車の改造工事を行い、126 万 5,000 円を支出しております。また、17 節 備品購入費におきまして、消防タンク自動車の購入など、4,412 万 6,500 円を支出しております。同じページの備考欄、細目 12 通信機器整備事業費におきまして、12 節 委託料で 1 億 1,935 万 9,265 円を支出しております。主な支出内容としましては、消防通信指令業務の福岡都市圏共同運用委託料でございます。

ページをめくっていただきまして、33 ページの備考欄をお願いいたします。

細目 17 応急手当普及啓発推進事業費は 53 万 9,495 円を支出しております。コロナ禍により実施していなかった救命講習を再開したことから、前年度と比較して皆増となっております。中段の細目 19 救急車更新事業費の 17 節 備品購入費におきまして、令和 3 年度に採納した寄附金で高規格救急自動車及び積載資機材の購入に 3,250 万円を支出しております。その下になります。細目 20 消防本部庁舎等更新事業費は、福津消防署の建設に向けて建設予定地を決定し、12 節 委託料において、鑑定業務や用地測量業務などに 1,792 万 7,683 円、16 節 公有財産購入費におきまして 9,672 万 4,979 円を支出しています。

これで歳出の説明を終わります。引き続き、財産に関する調書について、昨年と比較して増減のある項目を説明させていただきます。38 ページをお願いいたします。

1 公有財産の土地及び建物につきまして、福津消防署の建設用地を購入したことにより、土地が 7,764.72 m<sup>2</sup>増加しております。

続きまして、40 ページをお願いします。

2 物品でございます。福津消防署に配置しております、消防ポンプ自動車及び宗像消防署に配置しております高規格救急自動車の更新を行い、総台数は 36 台となっております。

次に、3 基金につきましては、42 ページ下段の合計金額の表をご覧ください。定期預金利息の積立てによる、5,000 円の増加と、清掃基金の処分による 2,247 万 9,600 円の減少により、基金総額は 3 億 4,698 万 3,053 円となっております。

以上で決算書の説明を、終わります。

続きまして、別冊になります決算に係る主要な施設の成果報告書のご説明をさせていただきます。それでは、成果報告書の2ページをお願いいたします。

(2) 岁入決算表でございます。決算額は、対前年度比1億8,269万2,000円の増、108.8%の22億5,075万1,000円となっております。

次に、(3) 岁出決算の表でございます。決算額は、前年度比1億8,228万8,000円の増、109.3%で、21億5,002万4,000円となっております。

区別の前年度との比較では、消防車両維持管理事業費や消防本部庁舎等更新事業費の増により、消防費に対する組合債が増となり、歳入の決算の組合債及び歳出決算の消防費で増となっております。また清掃基金を処分し、宗像浄化センターの用地測量業務に充てたため、歳入決算の繰入金及び歳出決算の衛生費が増となっております。また歳入決算では、消防タンク車及び高規格救急自動車の売却により、歳入の財源収入が増となっており、歳出決算におきましては、改正個人情報法や地方公務員の定年延長に対応するため、総務費が増となっております。

次に4ページをお願いいたします。3 一般会計の主要な施策の成果をご覧ください。

(1) 議会費の関係では、定例会2回、臨時会を4回、議員研修を1回開催しております。

(2) 総務費関係は記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

(3) 衛生費のうち、「①、ア、a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量」の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比103.0キロリットルの増、100.9%の1万1,082キロリットルとなっております。B 汚泥処分量につきましては、対前年度比16.8トンの増、107.2%で、249.1トンとなっております。

6ページをお願いいたします。

消防費関係では、主な事業としまして、福津消防署建設に関する用地測量及び建設用地購入、消防ポンプ自動車や高規格救急自動車の購入などを行っております。

以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。特に6ページ、①警防・救急関係のイの救急活動状況につきましては、出動件数が7,549件と、対前年対前年度比は889件の増となっております。

また、7ページ、オの救急講習・消防訓練指導等の状況、カの救急知識及び技術の普及業務の状況につきましては、コロナ禍で開催できていなかった講習を再開したことから、それぞれ参加人員が大きく増えております。

これをもちまして、令和4年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

なお、令和4年度決算の認定にあわせまして、一般会計等の公会計財務書類を作成しましたので、事前にお配りをさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

## ○戸田議員

8番、戸田です。まず2点お伺いしたいんですが、決算書の24、25ページの消防費の12節の委託料、予算は2億133万になってます。で、不用額なんですが、2,960万6,000円の不用額が出てます。委託料は、備考を見ますとたくさんあるんですけども、どこの部分で当初見越していたけど、例えば、ちょっと節約工夫でこの分が減ったとか、予定してたものがちょっと縮小したとか、その辺の不用額の原因といいますか、理由を教えていただきたいというのが1点目です。2点目は、先ほど別冊子で、主要な施策の成果報告書のご説明がありました。この7ページなんですが、下段のほうに②予防関係ということで、何件しましたという予防検査だとか入っておりますが、前年に比べて件数も減ってるので、これはどういう理由で減ったんでしょうかと、この2点についてお伺いしたいと思

います。

#### ○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

#### ○吉田主幹兼企画財政係長

総務課の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどの戸田議員の1件目の質問につきまして、私からご回答させていただきます。消防費の12節委託料につきまして、2,960万6,719円の不用額が出ております。この大部分につきましては、令和3年度から4年度にかけまして、明許繰越を行っておりました消防庁舎の更新事業費ですけれども、こちら繰越しをしたタイミングにおきましては、法務局横の用地につきまして、事業を繰越しさせていただいておりました。その後、令和4年10月の議会だったと思うんですけれども、手光の保育園横の新たな用地で計画を変更させていただいたことに伴いまして、繰越しをさせていただきました予算につきましては、全額未執行とさせていただいております。繰越しをいたしました額が、総額で1億6,888万9,000円でございました。そのうち委託料が2,535万8,000円でございます。この分が不用額の大部分となっております。

#### ○神谷議長

牧消防長。

#### ○牧消防長

消防長の牧です。どうぞよろしくお願ひします。

2点目の成果報告書7ページの予防関係、件数が軒並み減っているんじゃないかというところですが、これにつきましては、4年中まだコロナ禍でありましたので、相手方等の状況を見ながら、感染拡大防止というところで、査察や講習会等はその時々の様子を見ながらやりましたので、どうしても件数が減っているというところかと思っております。また今年度につきましては、この辺は増えてくる見込みをしております。

#### ○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

決算と直接には関わりはないかも分かりませんが、決算書の41ページ42ページ、財政調整基金のことを書いてるんですね。ここで今は清掃基金という括りと自治基金という括りの二つがあるわけです。この清掃基金については、先ほど説明もありましたように、し尿処理場の解体に向けて、廃止に向けて活用するということでよく分かるんですが、一方のこの自治基金ですね、これについては、どのような形の使われ方をするのか。多分想像するに、このし尿処理場が廃止になった段階では、一本の調整基金という形に一本化するんじゃなかろうかと思ってるんですけども、その辺りの考え方を教えてください。

#### ○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

#### ○吉田主幹兼企画財政係長

自治基金につきましては、こちらはもともとは自治振興組合のほうで積み上げてきた基金が主な

ものでございます。過去におきましては、コロナ禍になったときに、急患センター事業におきまして診療収入が非常に激減したタイミングに、この基金を急患センター事業のほうに一時借入れをさせていただいて、使わせていただいたりといった経緯もございます。その後、両市のほうから負担金として、費用のほうを頂戴いたしまして、基金のほうに戻入れをしているというようなことで、実際事務組合につきましては、両構成市からの負担金においていろんな事業を行っておりますけれども、不測の事態に備えて調整基金ということで使うことを考えております。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

よく分かりました。昔の自治振興組合というのがあってですね、それで積立てたものだと思います。それで私が先ほど質問をしたのは、もう一つの清掃基金ですね、これはし尿処理場のことについていたと思うんですが、これ廃止をしますので、これが廃止になった段階でこの基金は取り抜けて、いわゆる自治基金、これに一本化する形になるので、そうなったときはもう自治基金とかいう過去形じゃなく、財政調整基金ということで一本化、名前も改めるんじやなかろうかというふうに想定をしているんですが、その辺りをどう考えているのか教えてくださいという質問でした。

#### ○神谷議長

楠次長兼総務課長。

#### ○楠次長兼総務課長

今、ご質問がございました自治基金につきまして、もともと清掃基金のほうは、今回の事業閉鎖に伴いおっしゃるとおり全部なくなってしまいますが、この自治基金は急患センター運営のために、もともと玄海町、宗像市、福津市、津屋崎町の頃からの自治基金でございまして、一本化というか、名前はそういった形で基金を残すかについては、変えるかどうかというところはありますが、だからといって全部使えるわけではなく、やっぱりここは急患センターの分にのみ特化して使える基金だと考えておりますので、そのような運用で進めてまいりたいと思います。

#### ○神谷議長

他にございませんか。中村議員。

#### ○中村議員

成果報告書の4ページの(2)総務費のところで、私も若手なので、なかなか分かりにくいところがあるのでお伺いしますが、広報紙の作成発行のところで、両構成市の広報紙に対するやり方が違うので、その辺の考え方の違いというところを、どうしてこういうふうになったのかというところと、最小の経費で最大の効果があるというのが1番いいので、この件に関して、両市で検証とかして、どっちがいいかというところまでやっているのかお伺いします。

#### ○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

#### ○吉田主幹兼企画財政係長

広報紙につきましては現在、宗像市の分については、宗像タウンプレスのほうに併載という形で掲載し、各戸に配布をさせていただいております。福津市につきましては、広報ふくつに1枚折り込

みという形で、作成をさせていただきまして、各戸にお配りをさせていただいております。こちらにつきましては、費用対効果のことございまして、現在は、宗像市のほうの広報の担当部局とやりとりをいたしまして、実際の構成とか、紙面のつくり込みを委託させていただいて作成しております。福津市の方にも同じように折り込みという形ではなくて併載という形をとりますと、そこでもう1度構成をし直さなければならないというところで経費が多分にかかってしまいますので、現在は、宗像市の方は併載、福津市の方は折り込みという形でさせていただいております。方法については以上でございます。

○神谷議長

中村議員。

○中村議員

やり方とかは分かったんですけど、総合的に判断して経費を考えると、どちらがいいのかというところをちょっとお伺いします。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

私ども事務組合の少ない人数で行っておりますので、経費と人員コストを鑑みますと、今的方法のほうがよりよいのではないかというふうに考えております。

○神谷議長

中村議員。

○中村議員

今的方法というのは、どっちがいいということは言えないということでおろしいんですか。どっちがいいということはないと。

○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

○吉田主幹兼企画財政係長

宗像市は併載、福津市は折り込みという方法がよりよいというふうに考えております。

○神谷議長

他にございませんか。戸田議員。

○戸田議員

決算書の40ページの財産の物品に関してお伺いします。これを見ますと、物品の消防自動車とか、高規格救急自動車とか、令和4年度ほぼ計画どおりに推移しているというふうに思っているんですが、消防力の整備計画との関係、2026年度が最終年度ということになっていると思うんですけど、あれと照らすと、一つは救助工作車が、確かに最終的に3年後には2台というような予定になっていたかなと思うので、そのところの今1台のところの評価が一つ。もう一つは、救急自動車についてですが、以前頂いたこのファイヤーレポート2022を見ますと、目標値がありまして、現場到着の時間

だとか、医療機関への収容時間の目標とかが述べられているんですよね。6台で計画どおりに配置はされているんですけども、実際のこの時間というのは、令和3年度なんかに比べて伸びてるんですね。そのことをどういうふうに今評価してるのでかというのをお伺いします。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

まず車両の整備計画ですが、整備計画とあわせて、その中に車両自体の中長期計画をつくっておられます。それに合わせて、計画的に整備を進めていくふうに考えております。それから、救急車6台に関して、現着時間が以前より伸びてるじゃないかというお話ですけども、ここ3年ぐらいはコロナの関係で、出動時にコロナ対象の事案に対しては、隊員が完全防備で感染防止するため、どうしても出動までに通常1、2分でいくところを4、5分と時間がかかったり、あとはコロナ要請の事案の内容の確認のためにですね、どうかするともう5分10分かかる、出動するようなこともありましたので、その関係でここ3年は、現着時間がだいぶ遅れております。ですので、今後はまた全国平均的というか、以前のような現着時間に戻るというふうに考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

救助工作車の件は分かりましたけども、現場到着の時間の問題は、今のような特別なこの2、3年のコロナの状況というのがあるということで、そうは言っても、その2026年度末の消防力整備計画では、現場到着8.3分ということを書いているんですけど、それは目標として引き続きそれを追求していくという、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

現着時間が今後の救急の件数の増によって多少は変わるかと思いますけども、現在の見込みでいきましたら、救急件数は微増はしていくと思いますけども、今後極端に大きく伸びるとは思っておりませんので、現時点ではこの6台でいいけるんじゃないかというふうに考えております。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 26 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 26 号議案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩とします。再開は、午後 1 時からといたします。

(休 憩)

## ○神谷議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 10 第 27 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。楠次長兼総務課長。

## ○楠次長兼総務課長

それでは午前中に引き続きまして、私のほうから、第 27 号議案「宗像地区事務組合急患センター特別会計歳入歳出決算の認定について」説明をさせていただきます。急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額 2 億 6,543 万 8,000 円に対しまして、調定額は 2 億 8,827 万 5,658 円、収入済額は 2 億 8,821 万 1,378 円、不納欠損額は 4 万 3,160 円、収入未済額は 2 万 1,120 円となっております。予算現額に対します収入済額との比較は、2,277 万 3,378 円の増となっております。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額 2 億 6,543 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 6,334 万 4,742 円となりまして、不用額が 209 万 3,258 円生じております。

歳入歳出差引残額は 2,486 万 6,636 円となります。これを全額翌年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容につきまして、説明をさせていただきます。

まず歳入についてでございます。8 ページ、9 ページをお開きください。

令和 4 年度急患センター事業特別会計の歳入の特徴といたしまして、診療収入は前年度と比較しまして増加しております。しかしながら、コロナ禍以前と比較いたしますと、徐々に回復傾向にあるものの、受診者数は依然少ない状況でございます。

それでは、款ごとに説明をさせていただきます。1 款 診療収入は、当初予算額 6,881 万円に対しまして、調定額は 9,153 万 9,694 円、収入済額は 9,147 万 5,414 円、不納欠損額 4 万 3,160 円、収入未済額は 2 万 1,120 円となっております。2 款 分担金及び負担金、1 項 1 目 経常費負担金は、予算現額 1 億 5,935 万 1,000 円に対しまして、調定額及び収入済額のいずれも同額で 1 億 5,935 万 1,000 円となっております。構成市それぞれの負担金につきましては、ページ右側の備考欄に記載しておりますが、宗像市が 9,749 万 4,000 円、福津市が 6,185 万 7,000 円となっております。

続きまして 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

5 款 諸収入、2 項 雜入は、オンライン資格確認等を関係補助金で、調定額及び収入済額のいずれも同額の 42 万 9,000 円となっております。これは、受診者の資格確認等に係るシステム整備費に

に対する補助金でございます。次の7款 県支出金では、福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金として100万3,000円を受入れしております。

次に歳出について説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。

1款 急患センター運営費は、予算現額2億4,950万1,000円に対して、支出済額は2億4,894万3,682円となっております。主な支出内容は、12節 委託料、2億3,916万1,967円で、宗像医師会に委託しております急患センター管理委託料となっております。また、17節 備品購入費で294万2,500円を支出しております。これは心電図検査装置などの医療器具を更新いたしました。また、受診者の資格確認のための設備や空気清浄除菌脱臭装置等を補助金を活用して購入をしております。

18節 負担金、補助金及び交付金は、医師会病院のLED化に伴う急患センター内の照明LED化の工事負担金として、251万4,268円を支出しております。続きまして、2款 公債費は、地方債の元利償還金としまして1,140万1,060円を支出しております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして別冊になりますが、「決算に係る主な施策の成果報告書」の説明をさせていただきます。それでは、成果報告書の9ページをお願いいたします。

(2) 歳入決算の合計額は、対前年度比1,049万5,000円の増、103.8%の2億8,821万1,000円となっております。増額の主な要因は、診療収入の増によるものでございます。

(3) 歳出決算の合計額は、対前年度比718万円の増、102.8%の2億6,334万5,000円となっております。増額の主な要因は、宗像医師会に委託しております急患センター管理委託料の増額と医療器具等の購入や照明LED化工事に係る負担金等の増額によるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

「急患センター事業特別会計の主な施策の成果」のうち、(2) 急患センター利用状況ですが、①の受診者数は6,632人で、令和4年度は前年度と比較して1,487人の増となっており、徐々にではありますが、受診者数が回復傾向にあります。下段の④市町村別患者数では、宗像市が44.3%の2,938人、福津市が24.6%の1,630人、組合構成市外の患者数は31.3%の2,064人となっております。

これをもちまして、令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。豆田議員。

## ○豆田議員

決算書13ページ。監査意見でも述べてございましたが、急患センター管理委託料が217万2,000円増額になったというふうにされておりました。増額の要因についてお願ひいたします。

## ○神谷議長

吉田主幹兼企画財政係長。

## ○吉田主幹兼企画財政係長

急患センター管理委託料の増額につきましては、実際のカレンダーの曜日によって委託料は年々推移をいたします。平日、土曜日の夜間、日曜日祝日の日中、夜間が開いておりますので、年によって開設日数に差がございます。それによりまして、令和4年度は増額となっております。

## ○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 27 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 27 号議案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 11 第 28 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

それでは、第 28 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計の決算の認定について」ご説明申し上げます。水道会計の決算書 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出です。収入の決算額は、36 億 7,978 万 6,831 円で、予算額に比べ 2,065 万 2,831 円の収入増となっています。

次に支出です。決算額 31 億 3,947 万 5,262 円で、不用額は 8,494 万 8,738 円となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。収入の決算額は、2 億 1,560 万 2,367 円で、予算額に比べ 1 億 307 万 1,133 円の収入減となっています。これは、有価証券の入れ替えに有利な条件が合わず売却を行わなかつたことが主な要因でございます。次に支出は、決算額 16 億 3,174 万 5,570 円で、翌年度に 8,875 万円を繰り越しまして、不用額は 1 億 6,153 万 5,430 円となっています。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。

損益計算書です。7 ページ上から 6 行目、経常利益としては 4 億 3,195 万 7,031 円となっています。最終的に下から 4 行目、当年度純利益は 4 億 3,731 万 4,319 円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

上段、剰余金計算書です。表の中ほど、当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち減債積立金 2 億 5,951 万円を企業債の償還のために取り崩して使用し、資本金に組み入れております。年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益を加えて 7 億 4,132 万 9,139 円となっています。下段、剰余金処分計算書に記載のとおり、当年度純利益は、1 億円を建設改良積立金に、残り全額を減債積立金へ積み立てる予定としております。

10 ページ、11 ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部では、固定資産及び流動資産の内訳を、負債の部では、固定負債、流動負債の内訳と繰延収益を掲載し、また、資本の部では、資本金、剰余金の内容を掲載しております。年度末の保有現金は、資産の部の 2 流動資産 (1) 現金預金の 68 億 6,472 万 3,163 円でございます。また、資産合

計と負債資本合計は、いずれも 398 億 2,039 万 9,327 円となっております。

続いて、15 ページからの決算附属書類について説明いたします。16 ページ、水道事業報告書をお開きください。

1 概況の（1）総括事項です。令和 4 年度の水道事業は、国庫補助事業を有効に活用し、建設改良事業を実施しています。まず、一般改良事業としまして、多礼浄水場の電気設備更新工事や、老朽化した配水管布設替工事等を実施し、11 億 6,744 万円、管路延長 7.3km を執行しております。また、拡張事業としまして、域内の配水管布設工事を実施し、7,584 万円、管路延長 0.6km を執行し、さらなる水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めています。

次の給水状況につきましては、後ほど 20 ページの業務量でご説明いたします。

財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで、4 億 3,731 万 4,319 円の純利益を生じています。資本的収支は 14 億 1,614 万 3,203 円の収入不足となっていますが、損益勘定留保資金等で補填しております。

（2）経営指標に関する事項です。地方公営企業法施行規則の改正により、事業報告に載せるとされたもので、当組合では、経営の健全性を示す経常収支比率、料金水準の妥当性を示す料金回収率、有形固定資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率、法定耐用年数を経過した管路の割合を示す管路経年化率、当該年度に更新した管路の割合を示す管路更新率の 5 つを掲載しております。経常収支比率、料金回収率とともに、令和 3 年度より数値が下がったものの、100% を超えており、経営の健全性は維持されていると考えております。管路経年化率は、令和 3 年度と比べて大幅に数値が上がっていますが、企業団開業時、各地で敷設した水道管が耐用年数を迎えているもので、引き続き計画的な更新を行ってまいります。

18 ページをお開きください。

上段（5）職員に関する事項です。組合で雇用する職員についての記載であり、宗像市、福津市からの派遣職員は含んでおりません。

中段以降、19 ページにかけては、2 工事として、令和 4 年度に実施した主な建設工事及び改良工事の概況を記載しております。

20 ページをお開きください。

3 業務（1）業務量です。管内給水区域内人口は、前年度に比べて 0.2% 増の 16 万 2,539 人となり、このうち、給水人口は 0.3% 増の、14 万 4,161 人で、給水普及率は前年度と同じ 88.7% となっています。年間の総配水量は、前年度に比べて 0.1% 増の、1,407 万 5,494 m<sup>3</sup> で、有収水量は 0.1% 増の、1,276 万 7,118 m<sup>3</sup> で、有収率は、前年と同じ 90.7% となっています。供給単価及び給水原価ですが、使用者からいただいた 1 m<sup>3</sup>当たりの供給単価は税抜で 205 円 68 銭となっており、水道水を 1 m<sup>3</sup> 作るのに必要な経費の給水原価は、税抜で 195 円 49 銭となっています。下段は、（2）事業収入に関する事項です。収入総額は 34 億 79 万 9,909 円、前年度と比較しますと、2,826 万 1,628 円の増額となっています。増額の主な内容としましては、営業収益の給水収益及び営業外収益の加入金が増えたことによるものです。

21 ページ、水道利用料の収納状況です。

中段、現年度分の収入率は 96.6%、下段、過年度分は 92.2% となっています。

22 ページをお開きください。（3）事業費に関する事項です。事業費総額は 29 億 6,348 万 5,590 円で、前年度と比較しますと 5,100 万 7,137 万円の増額となっています。主な理由としましては、原水及び浄水費において、送水ポンプの修繕や電力料金高騰により、北九州市への包括業務委託料が増えたこと、水道施設の更新により減価償却費が増えたことによるものです。

23 ページ、4 会計です。

（1）重要契約の要旨として、2,000 万円以上の契約のものを掲載しています。（2）企業債の概況です。令和 4 年度末の借入残高は、29 億 2,481 万 6,580 円となっています。

27 ページからは財務諸表附属明細書です。29 ページから 34 ページにかけ、収益費用明細書、35 ペ

ページから 37 ページに資本的収支明細書、38 ページ、39 ページに、固定資産明細書を 40 ページから 47 ページに企業債明細書を掲載しています。なお、第 28 号・29 号議案関係資料として、北九州市への包括業務委託の前年度比較を作成していますので、あわせてご参照ください。

以上で、令和 4 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。川内議員。

#### ○川内議員

水道水の品質につきまして質問させていただきます。令和 4 年の 7 月から 8 月にかけてだと記憶しておりますが、私は城西ヶ丘に住んでいるんですが、水道水から化け学的な刺激臭がしておりました。これは煮沸しても全く改善されないということで問い合わせたところ、硫酸銅というのを使って藻の除去をされたと聞いておりますが、同様の苦情も多かったと思いますが、詳細な説明をお願いしたいのと、大体どういった区域の住民から苦情があったのか、その説明も兼ねてお願ひいたします。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

令和 4 年度に泥臭いという苦情があつてあります。これに関しましては、藍藻類、ダムに発生するバクテリアですが、これが原因となって発生したものということです。区域としては、多礼浄水場から送っている平等寺配水区、自由ヶ丘配水区、吉田配水区、東福間配水区、津屋崎配水区です。多礼から送っているところが全体としてはそういう事例が発生しております。これに対しましては、ダムで藍藻類が発生しないような形で抑制することと、浄水過程で活性炭ろ過機を通して、臭気物質を取る作業を行っております。去年に関しましては、少雨と気温が高かったので、発生率が高くてそういう事例が発生しております。今年は去年の経験を受けて、6 月あたりからそういうことがないように、逐次ダムの水質を検査して、早めに対応して今年は抑え込めたかなと思っております。苦情件数については、手持ち資料がありませんので、申し訳ございません。

#### ○神谷議長

川内議員。

#### ○川内議員

令和 4 年度の水の品質に関しては、多少やはり改善すべき点があつたというご認識で、その後されているということですかね。早めに対応を変えていただいて、藻の除去、発生を抑えられてるというのはいいと思うんですが、今後、さらに気温の変動などによって、薬品を使わなければいけなくなるような事態というのもやはり考えられるということになるんでしょうか。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

先ほど言いましたバクテリアの関係は、これは流入量、雨が降る量と気温の状態で日々変化して

きます。やはりこういう形で繁殖が増えるのは夏場になりますので、6月から定期的にダムの水質検査を頻繁に行って、バクテリアが多くなったときに薬剤をまいてそれを除去するという工程をすれば、今後は泥臭いとかいう、そういうにおいが抑えられるのではないかと考えております。それ以外で考えられるのは、活性炭ろ過機を十分活用する、ただし活性炭ろ過機でも100%取れるわけではありませんので、そこはダムで1段落とし、前処理施設でパックとか前駆物質で1段落とし、最終的には活性炭ろ過機で落として水質基準に合わせていくという形で考えております。

#### ○神谷議長

他にございませんか。戸田議員。

#### ○戸田議員

決算書の20ページのところになります。業務のところの業務量の表の中なんですが、供給単価と給水原価についてお伺いします。ご覧のとおり、供給単価は令和3年度に比べて横ばいと。給水原価は191.55円から195.49円にアップしていると。この辺をどのように捉えているのかと。全体として水道ビジョンで見ますと、他の福岡県とか全国とか類似自治体の数値を比較して、そことの結構差があるので、その辺どのように今回の数字を評価しているのかお伺いします。

#### ○神谷議長

山中経営係長。

#### ○山中経営係長

経営施設課の山中でございます。よろしくお願いします。

給水原価につきましては、今年度費用が増えているというところが給水原価の伸びにつながるんですが、物価高騰や人件費の高騰による電気代のアップなど、今年度に関しては大きな変動がありました。この部分が影響しまして、原価が高くなっている状況であります。それとあわせて、施設の更新を行っていますので、減価償却費が増加しているというところも一つの要因になっている形になっています。

#### ○神谷議長

他にございませんか。戸田議員。

#### ○戸田議員

平成30年なんかに比べますと先ほどのご説明ですね、給水原価は本当に令和4年度でぽんと上がった感じで、物価の高騰だとかいろいろあるので、今後のところも含めてですね、さらに上がるとかいうことになってくると、水道ビジョンで福岡県とか全国の指標と比べてそもそも高い状況があるので、そことの関係でどう捉えているのかというところもお伺いしたいんですが。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

給水原価に関しましては、令和4年度、先ほどの藍藻類の発生もありまして、薬剤費とかガソリンと電気料金の高騰でかなり動力費が上がっておりました。これがどこで収まるかというのは見通しききませんけども、まだ事務組合としましては、供給単価よりは、原価のほうが安くありますので、今のところこのままで経営できると考えております。水源の水質がよければ、こここの供給原価とい

うのが下がります。ただしうちとしては、揚水ダムでダムからの給水、浄水をしておりますので、若干、他都市で井戸で水源を賄っているところと比べると、原価は高くなる傾向があります。ただ、経営的には今のところまだ大丈夫かなという形で考えております。

#### ○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

#### ○石松議員

決算書の 16 ページです。ここは (2) 経営指標に関するところなので、下のほうにあると思いますけれども、ここで言われているのは法定耐用年数ですね、40 年なんですけれども、これを経過した管路延長の割合を示す管路経年化率というんですか、これが前年度比 9.8 ポイント増の 21.6 ということになります。老朽化が進んでいるということなんですけども、それに対して当該年度に更新した管路延長の割合を示してある管路更新率は、0.1 ポイント減の 0.5%となっています。このことは、水道ビジョンの 12 ページ、令和 3 年度の実績があるので、それとの比較ができるんですけども、この管路経年化率は、令和 3 年が 11.8 あったのが令和 4 年で 21.6 ということで、9.8 ポイントも上がっているんですね、それだけ老朽化が進んだということなんですけど、一方で管路更新は、令和 3 年が 0.6 だったのが、令和 4 年度は 0.5 と落ちています。そこで水道ビジョンの中にも記載されているんですけども、布設後の 20 年から 40 年経過した経年管の割合が、49%を占めているということです。そこで、組合の有する管路は、今後老朽化が相当進行していくと、そこで計画的に更新していく必要があるというふうに記載はされているんですけども、今から現実問題としても令和 3 年、4 年とか分かっているんですけど、この令和 5 年度はどのぐらいの更新なのか、またその先どういった計画を持って、今から管路更新、老朽管の更新をしていこうと考えていらっしゃるのか、少し現実と先の見通しを示していただきたいと思っているんですけども。

#### ○神谷議長

豊福経営施設課長。

#### ○豊福経営施設課長

管路の更新につきましては、ここ何年かでかなり経年化率が増えていくというのは把握しております。今後、事務組合の更新の計画としては、80 年で 1 サイクルと考えておりますので、40 年超えの管路は一定程度残っていく形でございます。ただし今、更新で耐震化に向けて行っておりますので、目標としましては、80 年で更新するということであれば、1.25%ずつ毎年する必要があります。それでいくと、大体 12 キロぐらいになると思いますけども、財政状況と鑑みまして、今のところ年間 9.2 キロで計画しております。これは今のところ、各管路の事故率 1 キロ当たり何件ぐらい漏水の事故が出るかというのが、そこら辺の統計はとられてますけれども、精度的にまだ分からぬところでありますので、そこの事故率とかそういう指標を見ながらですね、今 9.2 キロを目指していますけど、それを今後 10 キロに延ばすとか、財政状況と事故率の関係で、今後決めていきたいと思います。令和 5 年度から 9 年度にかけましては、一応 9.2 キロを目指して頑張っているところでございます。

#### ○神谷議長

石松議員。

#### ○石松議員

まさに漏水なんですね。それはこの決算書の 20 ページの業務量のところで、配水量 1 日当たり

38,563 m<sup>3</sup>、それに対して有収水量が1日当たり 34,970 m<sup>3</sup>、この差引きが大体 3,500 m<sup>3</sup>ぐらいなんですね。このことは、水道ビジョンのところにも漏水量の削減という箇所で、約1日 3,000 m<sup>3</sup>ほど発生しているということなので大体これくらいだと思います。やはり老朽管を更新しておけば、随分と少なくなっているということも記載があります。また、県の平均と比べても、約4ポイントほど宗像地区事務組合のほうが漏水が高いんですね。ですから、先ほど課長さんがおっしゃったみたいに、80年でワンサイクルというのは非常に先の先の話なんですけれども、年間平均が 12 キロを理想として、現実的には 9.2 キロということなので、いかに漏水箇所を少なくして漏水を少なくするということが、無駄なお金を捨てるようなものですから、それをなくすことができると思いますね。ですから、漏水管の更新は、一般質問だったと思うんですけども、財政的に余裕があるときには、少し予定以上にこの老朽管の更新を進めていくべきであると、私は提案したと思いますが、その辺のことで、いわゆる通常の考え方よりも、今財政的余裕がある今のほうで、少しプラス  $\alpha$  の老朽管更新をやるというようなことは考えられないか、お答え願いたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

更新率を上げれば漏水量が減って、経営的に楽になるという流れなんですけども、実際、更新を進めても、今 90% 有収率があります。どこまで効果的に更新できるかと検討する必要があると思います。まずは漏水調査、ほかの手法がないかと考えております。そこで、ピンポイント的に悪いところが見つかれば、効率的な更新ができるかなと考えております。全体的にここ何年かで老朽化率がかなり増えています。これはですね、やっぱり創設当時に、大量の水道管が敷設されたところが大きいと思います。これを一斉にやるということはまず現実的ではないと考えておりますので、事務組合としましては、今後負担にならないように、80 年と言いましたけども、80 年でおしのべて更新をかけていきたい。その中で重点的には、漏水が多い路線があれば、そこを見つけて更新をかけていきたいと考えています。その中で水道料金との関係もございます。収入とも関係がございますので、そのときに余力があれば、できるだけ、更新の距離を伸ばしていきたいとは考えております。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 28 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 28 号議案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 12 第 29 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計決算の認定について」を、議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。豊福経営施設課長。

## ○豊福経営施設課長

それでは、第 29 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計の決算」ご説明をいたします。別冊の決算書に基づき説明いたします。

本木簡易水道事業会計の決算書 2 ページ、3 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。

収入の決算額は、2,073 万 2,934 円で、予算額に比べ 417 万 9,066 円の収入減となっています。次に支出です。決算額、1,416 万 6,574 円で、不用額は 490 万 1,426 円となっています。

4 ページ 5 ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入の決算額は、6,571 万 3,088 円で、予算額に比べ 396 万 2,912 円の収入減となっております。次に支出は、決算額 6,704 万 9,064 円で、不用額は 271 万 5,936 円となっています。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。損益計算書です。

6 ページ下から 4 行目、経常損失は 459 万 6,754 円となっています。企業会計の移行初年度で特別利益に前年度分の消費税還付金が計上されていることから、福津市からの赤字補てんが不要となったことによるものです。最終的に 7 ページ下から 4 行目、当年度純利益は 118 万 6,410 円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

移行初年度のため、年度末の未処分利益剰余金は、当年度純利益の 118 万 6,410 円となっています。下段、剰余金処分計算書に記載のとおり、当年度純利益は、全額を減債積立金に積み立てる予定としております。

10 ページ、11 ページの貸借対照表をお開きください。

年度末の保有現金は、資産の部の 2 流動資産 (1) 現金預金の 689 万 9,666 円でございます。また、資産合計と負債資本合計は、いずれも 2 億 2,975 万 7,188 円となっています。

続いて、13 ページからの決算附属書類書類について説明いたします。14 ページ、本木簡易水道事業報告書をお開きください。

1 概況の (1) 総括事項です。令和 4 年度の本木簡易水道事業は、企業債を活用し、福津市の下水道布設工事と共に配水管布設替工事を実施しています。福津市へ工事を委託し、6,446 万円、管路延長 1.5km を執行しています。

次の給水状況につきましては、後ほど 17 ページの業務量でご説明いたします。

財政状況です。収益的収支は、事業収益と事業費用の差引きで 118 万 6,410 円の純利益を生じています。資本的収支は、133 万 5,976 円の収入不足となっていますが、損益勘定留保有資金等で補填しております。

(2) 経営指標に関する事項です。水道事業と同じ指標を掲載しています。料金回収率は 19.7% と、100% を大きく下回っており、事業に必要な費用を料金収入で賄えていない現状を示しております。管路の経年化率は高く老朽化を示していますが、福津市の下水道管布設に合わせて配水管の布設替えを行っていることから、管路更新率は 22.6% と高くなっています。

17 ページをお開きください。3 業務 (1) 業務量です。

管内給水区域内人口は、前年度に比べて 1.0% 減の 378 人、給水人口は 1.1% 減の 345 人で、給水普及率は 91.3% となっています。年間の総配水量は前年度に比べて 4.8% の減の 5 万 9,477 m<sup>3</sup>、有収

水量は5.9%減の3万6,707m<sup>3</sup>で、有収率は61.7%となっています。供給単価は、税抜きで36円90銭、給水原価は税抜きで187円43銭となっています。下段は、(2)事業収入に関する事項です。収入総額は1,485万8,210円となっています。

18ページをお開きください。簡易水道使用料の収納状況です。

中段、現年度分の収入率は98.3%、下段、過年度分は、21.8%となっています。

19ページ(3)事業費に関する事項です。

事業費総額は1,367万1,800円となっています。

20ページをお開きください。4会計(2)企業債及び一時借入金の概況です。

企業債については、令和4年度は5,940万を借り入れ、年度末の借入残高は1億2,618万9,229円となっています。一時借入れは、福津市への工事委託の前払金を支払うために、水道事業会計から2,087万7,000円を借り入れましたが、年度内に償還し、残額はゼロになっております。

23ページからは、財務諸表附属明細書です。

24ページ、25ページに、収益費用明細書、また、26ページ、27ページに資本的収支明細書、28ページ、29ページに固定資産明細書、30ページ、31ページに企業債明細書を掲載しております。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計の決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第29号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第29号議案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第13 第30号議案「令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第30号議案を説明いたします。議案書の30ページをお開きください。

第30号議案 令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)について

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。令和5年10

月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2点申し上げます。

1点目は、令和4年度決算による前年度繰越金の確定等に伴う補正、2点目は、し尿処理場の残水処理に伴う委託料の増額補正でございます。

では補正予算の説明に入ります。次のページ、一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,539万4,000円とするものでございます。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入の説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 議会費負担金は、補正前の額192万7,000円から、39万7,000円を減額し、153万円とするものでございます。内訳としまして、宗像市負担金が19万9,000円の減額、福津市負担金が19万8,000円の減額です。2目 総務費負担金は、補正前の額4,064万4,000円から366万2,000円を減額し、3,698万2,000円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が208万5,000円の減額、福津市負担金が157万7,000円の減額です。3目 衛生費負担金は、補正前の額1億5,288万1,000円から88万6,000円を減額し、1億5,199万5,000円とするものでございます。内訳としましては、1節 清掃負担金では、福津市負担金が56万1,000円の増額、3節 保健衛生負担金では、宗像市負担金が82万3,000円の減額、福津市負担金が62万4,000円の減額でございます。4目 消防費負担金は補正前の額17億3,609万5,000円から、6,415万6,000円を減額し、16億7,193万9,000円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が3,519万3,000円の減額、福津市負担金が2,896万3,000円の減額です。1款の各目は、令和4年度決算の確定による前年度繰越金の増額に伴うものでございますが、3目 衛生費負担金、1節 清掃負担金以外は減額補正しております。清掃負担金については、し尿処理場の残水処理に伴う委託料が増額となることから、増額補正しております。次に、5款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金は、令和4年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額351万8,000円に対し、12万9,000円を減額し、338万9,000円とするものです。6款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金は、令和4年度決算による前年度繰越金の確定により、補正前の額330万に7,351万6,000円を増額し、7,681万6,000円とするものでございます。

次に、歳出の説明に入ります。10ページ、11ページをお開きください。

3款 衛生費、2項 清掃費、1目 し尿処理場費は、補正前の額、1億3,835万円に428万6,000円を増額し、1億4,263万6,000円とするものでございます。これは、今年11月末をもってし尿受入れを終了する宗像浄化センターにおいて、操業停止前までに残水処理を行う必要があります。その残水処理を行うための委託料として、当初予算においても計上しておりましたが、実施に向けて精査したところ、当初予算では不足することから、428万6,000円を増額補正しておるところでございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

### ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 30 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

### ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。再開は、14 時 15 分といたします。

(休 憩)

### ○神谷議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 10 第 31 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求める。高山事務局長。

### ○高山事務局長

第 31 号議案をご説明いたします。議案書の 31 ページをお開きください。

第 31 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 10 月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

本補正予算は、令和 4 年度決算により、前年度繰越金が当初予算額を上回ったため、当該額を増額するとともに、見合う額を構成市の経常費負担金から減額するものでございます。

次ページ、急患センター事業特別会計補正予算書（第 1 号）1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。今回の補正は、歳入予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありませんので、このような記載としております。

補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

2 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 経常費負担金は、補正前の額 1 億 7,170 万 3,000 円から、2,386 万 6,000 円を減額し、1 億 4,783 万 7,000 円としております。内訳としましては、宗像市負担金を 1,415 万 4,000 円、福津市負担金を 971 万 2,000 円減額しております。次に、4 款 繰越金、1 項 繰越金 1 目 繰越金は、補正前の額 100 万円に 2,386 万 6,000 円を増額し、2,486 万 6,000 円としております。補正額の内訳は、主に前年度繰越金によるものでございます。前年度繰越金が増額となったのは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた受診者数が、予算編成時と比較して増加し、それに伴って診療収入が増額となったことが主な要因でございます。

以上で、令和 4 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わ

ります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 31 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 第 32 号議案「令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 32 号議案を説明いたします。議案書の 32 ページをお開きください。

第 32 号議案 令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。令和 5 年 10 月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条につきまして、収益的収入の 1 款 水道事業収益、2 項 営業外収益を 545 万円増額し、水道事業収益合計で 36 億 3,972 万 5,000 円とするものでございます。また、収益的支出の 1 款 水道事業費用、1 項 営業費用を 1,402 万円減額し、水道事業費用合計で 32 億 4,960 万 2,000 円とするものでございます。第 3 条につきましては、資本的支出の 1 款 1 項一般改良費を 2,154 万 3,000 円増額し、4 項 返還金を 601 万 4,000 円減額し、資本的支出合計で 22 億 8,153 万 8,000 円とするものでございます。第 4 条につきましては、第 5 条に定めた債務負担行為に 2 ページの第 1 表 債務負担行為補正の内容を追加するものでございます。いずれも今年度の工事予定ですが、年度内の完了が難しく、工期確保のために債務負担行為を設定するものでございます。吉田・多礼ダム維持放流設備更新工事、津屋崎低区増圧ポンプ設備工事については、世界的な部品供給の遅れにより機器製作に時間を要するものでございます。津屋崎 1・3 丁目地区配水管布設替工事については、配管ルート及び工法の決定に時間を要し、起工が遅れたものでございます。

次に、4 ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書を掲載しております。

一番上の当期純当期純利益は 2 億 3,120 万 8,615 円。一番下の資金期末残高は 52 億 6,865 万 7,352

円の予定でございます。

8ページ、9ページをお開きください。事項別明細書となります。

上段、収益的収入の1款2項8目 長期前受金戻入は、前年度決算の確定により351万円増額して4億3,862万1,000円とするものでございます。下段、収益的支出の1款1項6目 減価償却費は、前年度決算の確定により1,402万円減額して、12億3,477万円とするものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

資本的支出の1款1項 一般改良費、8目 事務費は、2,154万3,000円増額し、2億1,254万8,000円とするもので、前年度に行った経営戦略の見直しにより、次年度の配水管布設替工事が増加するため、今年度中に設計業務委託を行う必要が生じたものでございます。4項返還金、1目 国庫補助金返還金は601万4,000円を全て減額するもので、前年度決算により、消費税相当分の国庫補助金を返還する必要がなくなったことによるものでございます。

以上で、令和5年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第32号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 第33号議案「令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

## ○高山事務局長

第33号議案を説明いたします。議案書の33ページをお開きください。

第33号議案 令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年10月5日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

本木簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

まず、第2条につきましては、収益的収入の1款 簡易水道事業収益、2項 営業外収益を3万

2,000 円減額して、簡易水道事業収益合計で 2,547 万 4,000 円とするものでございます。また、収益的支出の 1 款 簡易水道事業費用、1 項 営業費用を 2 万 8,000 円減額、2 項 営業外費用を 16 万 8,000 円減額して、簡易水道事業費用合計で 2,258 万 7,000 円とするものでございます。第 3 条につきましては、資本的収入の 1 款 3 項 補助金を 180 万 6,000 円減額して、資本的収入合計で 4,156 万円とするものでございます。第 4 条につきましては、福津市からの補助金額を 1,246 万 3,000 円に補正するものでございます。

次に 3 ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書です。

一番上の当期純利益は 420 円、一番下の資金期末残高は 631 万 7,380 円の予定でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。事項別明細書でございます。

上段、収益的収入の 1 款 2 項 営業外収益、2 目 他会計補助金は、補正による収入支出構成の変動に伴い、福津市からの補助金を 155 万 4,000 円増額して 1,050 万 3,000 円とするものでございます。8 目 長期前受金戻入は、前年度決算の確定により 159 万 6,000 円減額して、1,091 万円とするものでございます。下段、収益的支出の 1 款 1 項 6 目 減価償却費は、前年度決算の確定により 2 万 8,000 円減額して 951 万 9,000 円とするものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

資本的収入の 1 款 3 項 2 目 他会計補助金は、180 万 6,000 円を減額して、196 万円とするものでございます。これは、前年度決算の剰余金処分計算書でお示ししましたように、純利益を減債積立金に積み立て、これを企業債の償還に充てるため、福津市からの繰入れを減額するものでございます。

以上で、令和 5 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○神谷議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 33 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本会議中の誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。従いまして、字句数字等の整理訂正につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回定例会を閉会いたします。